

(10月1日付中央災害安全対策本部報道資料(仮訳))

今後2週間、現行の社会的距離の確保の段階を維持

～結婚式、1歳の誕生日パーティ、屋外体育施設の防疫基準接種完了者を中心に
一部調整

(前略)

1. 社会的距離の確保の調整方案(10月4日～10月17日)

□中央災害安全対策本部では保健福祉部中央事故収拾本部(本部長:クォン・ドクチョル
長官)から社会的距離の確保の調整案について報告を受け、これを議論した。

(中略)

<2>社会的距離の確保の調整

□今回の社会的距離の確保の調整は、防疫状況の管理と段階的な日常回復への
転換に対する期待等を総合的に考慮したものである。

○秋夕連休以降、流行が急増する状況の中、10月の防疫状況がこれ以上悪化し
ないよう管理する必要性とともに、小規模事業者等の自営業分野の現在の措置
及び段階的な日常回復に対する期待等を考慮した。

○このような状況を踏まえ、社会的距離の確保の長期化により、疲労度が大きく、
経済的影響の大きい領域を発掘し、接種完了者を中心に小幅な緩和を行う方向
で調整する。

□**現在適用中の社会的距離の確保の段階(首都圏4段階、非首都圏3段階)を10
月4日(月)0時から10月17日(日)24時まで2週間延長する。**

※非首都圏人口10万以下の市・郡は自律的な段階調整を維持

□生活関連施設にとって運営が難しいルールを緩和しつつ、過度な防疫緩和の
メッセージとならないよう、接種完了者を中心に調整する。

○結婚式は現在3～4段階で結婚式あたり最大49人、食事を提供しない場合は
最大99人まで許容されているが、

- 接種完了者についてのみ人員を追加して最大99人(既存49人+接種完了者50
人)、食事を提供しない場合も、やはり接種完了者についてのみ人員を追加して
最大199人(既存99人+完了者100人)まで許容される。

※3段階は動線と空間が分離している場合、区分して適用可能だが、4段階は結
婚式全体の人数で最大99人(食事提供時)または199人(食事未提供時)まで可能

○1歳の誕生日パーティも、従来は第3段階から最大16人まで、第4段階では私的な集まりの人数制限の範囲内で可能だが、接種完了者についてのみ人数を追加した場合、最大49人まで許容される。

※(3段階)16人+接種完了者33人を追加して最大49人

(4段階)18時以前は4人(以降は2人)+接種完了者45人(47人)を追加して最大49人

○屋外スポーツ施設の場合、4段階で私的な集まりの人数制限が適用されるため、事実上営業が難しい状況だったが、人数として接種完了者のみ追加する場合、3段階と同じく試合構成の最小人数(※)が許容される。

※運動種目別の競技人数の1.5倍まで可能(ex.野球は最低18名必要→27名、フットサルは最低10名必要→15名までの例外適用等)

区分		既存	変更
結婚式(3、4段階同一)		最大49人まで許容 ※食事提供のない結婚式は99人まで許容	(原則)変更なし (追加)接種完了者に限り追加で許容拡大 ▲食事提供結婚式:接種完了者最大50人追加 ⇒許容人数:最大99人 ▲食事提供のない結婚式:接種完了者最大100人追加 ⇒許容人数:最大199人
1歳の誕生日パーティ	3段階	最大16人まで許容	(原則)変更なし (追加)接種完了者のみ追加して最大許容人数を49人に拡大 ⇒既存の最大16人から→49人まで可能
	4段階	私的な集まりの人数制限を適用 (18時以前4名、18時以降2名)	(原則)変更なし (追加)接種完了者のみ追加して最大許容人数を49人に拡大 ⇒既存18時以前最大4名、18時以降2名→時間に関係なく最大49人に拡大

区分	既存	変更
屋外体育施設 (4段階地域)	私的な集まりの人数制限を適用 (18時以前4名、18時以降2名)	(原則) 変更なし (追加) 接種完了者のみ追加して試合をすることができる最小人数(運動種目別競技者の1.5倍)まで許容 ⇒例) 野球は少なくとも18人の人員が必要であるため、最大27人(試合人員18名+9人)許可

2. 医療対応体系の整備

□中央事故収拾本部(本部長・クォン・ドクチョル保健福祉部長官)は、現在の防疫対応状況を再度点検し、11月の防疫戦略の改編(※)に合わせて、医療対応体系の整備に拍車をかけた。

※「段階的的日常回復」(いわゆるウィズコロナ): 社会的距離の確保を段階的に緩和しつつ、未接種者・脆弱層における伝播の遮断及び強化された防疫・医療対応体系の拡充を通じて、医療システムが耐えられる範囲内で重症患者・死亡者を管理していく防疫戦略

○韓国の条件に合った段階的で安全な日常回復のため、①病床運営の効率化、②患者分類体系の改善、③在宅治療の活性化等の医療対応体系を整備する。

- 感染者の増加に備え、医療対応力を向上させ、重症度による医療伝達体系の効率化を図るためである。

①(病床運営の効率化) 症状発生日から7日間入院(入所)し、退院(退所)後、3日間の自宅隔離に準ずる水準(※)で管理する。

※ 指定隔離場所で3日間の隔離実施(自宅隔離アプリをインストール)後、PCR検査をせず隔離解除

既存		変更※
▶症状発生後、 少なくとも10日経過 ▶24時間以上開けて実施したPCR検査で連続2回陰性等	⇒	△医学的治療が不要な場合、 ▶症状発生後7日以内に、医療機関に入院(または生活治療センター入所)後に退院(退所) ▶以降、3日間の自宅隔離に準ずる水準で管理

(中略)

③（在宅治療の活性化）感染者の急増、ワクチン接種率の向上による重症化率の減少等を考慮し、軽症・無症状患者を対象とした在宅治療の適用を拡大する。

区分	既存		改正
対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 制限的許容- (小児・青少年) 軽症・無症状- (成人) 保護者※ハイリスク群を除く	⇒	<ul style="list-style-type: none">・ 入院要因がない軽症・無症状患者の場合、在宅治療が適用可能※感染リスクの高い住居環境を除く

(後略)

(了)

原文 URL

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=368065&contSeq=368065&board_id=&gubun=ALL#